

高梁川水系河川整備計画
(変更原案)
【国管理区間】
に対する意見集約結果

平成 29 年 4 月

国土交通省 中国地方整備局

高梁川水系河川整備計画（変更原案）【国管理区間】に対する意見集約結果

目 次

1. 関係住民の意見を反映させるための措置	1
2. 意見収集状況	2
3. 高梁川水系河川整備計画（変更原案）【国管理区間】へのご意見	3
治水－1 整備内容	3
治水－2 気候変動	8
環境－1 水質の保全	8
維持管理－1 高梁川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項	10
全般－1 その他	10

回答についての補足

黒字：個別回答によるもの

青字：高梁川水系河川整備計画（変更原案）に記載しているもの

赤字：同計画（変更原案）に対して追記するもの

1. 関係住民の意見を反映させるための措置

(1) 関係機関での閲覧

- ・ 閲覧・意見募集期間：平成 29 年 1 月 23 日（月）～平成 29 年 2 月 21 日（火）
- ・ 閲覧場所：閲覧場所一覧の 12 箇所

閲覧場所一覧

国土交通省	中国地方整備局 7 階 情報公開室 岡山河川事務所 1 階 高梁川出張所
岡山県	岡山県庁 6 階 土木部河川課 備中県民局 5 階 建設部建設企画課
倉敷市	倉敷市本庁 7 階 事業推進課 玉島支所 4 階 建設課 水島支所 4 階 建設課 船穂支所 1 階 建設係 真備支所 1 階 建設課
総社市	総社市役所西庁舎 2 階 建設部土木課 総社市清音出張所



閲覧場所状況
(倉敷市本庁)

(2) 事務所ホームページでの公表

- ・ 公表期間、意見募集期間：平成 29 年 1 月 23 日（月）～平成 29 年 2 月 21 日（火）

ホームページ掲載

高梁川水系河川整備計画(変更原案) 【国管理区間】の閲覧と意見募集

高梁川では平成28年10月に高梁川水系河川整備計画(国管理区間)【以下(別冊)「整備計画」とする】を策定しました。しかし、その後の各地で発生している災害や新たな検討事項の発生など、高梁川では今後30年間に亘る河川の具体的な整備目標や実施内容を示した「河川(整備計画)の変更」に向けて、宇治橋調整池、関保調整池、新地の名を以て、ご意見を頂戴する場を設けています。

この表、これまでにいただいたご意見を踏まえて作成した高梁川水系河川整備計画(変更原案)【国管理区間】の行方策案案として、別冊を第15版(2月)に基づき2月21日までの期間にご意見を反映するため、変更原案の閲覧と意見募集を行います。

変更原案及び変更原案の概要は下記からダウンロードできます。

■変更原案

河川整備計画(変更原案) 一括表	
第1章～第10章	PDF形式: 18.7MB
河川整備計画(変更原案) 分巻表	
第1章「計画概要」	PDF形式: 63KB
第2章「計画対象」	PDF形式: 334KB
第3章「高梁川水系の概要」	PDF形式: 3.81MB
第4章「高梁川水系の概要(続き)」	PDF形式: 3.81MB
第5章「河川整備の目標に関する事項」	PDF形式: 479KB
第6章「河川の整備の進捗に関する事項」	PDF形式: 429KB
第7章「その後の河川整備を踏まえて行うべき必要な事項」	PDF形式: 362KB
別冊	PDF形式: 7.01MB
変更原案の概要	
変更原案の概要	PDF形式: 18.7MB

ご意見募集

変更原案について、ご意見を募集します。
今後、いただいたご意見を踏まえ、「高梁川水系河川整備計画(変更原案)【国管理区間】」の作成を行います。

■ご意見募集要項

意見募集期間	平成29年1月23日(月)～2月21日(火) [2月21日必着]						
ご意見提出様式	提出様式については自由です。 一意見提出サンプル(Word形式) 一意見提出サンプル(PDF形式: 89.24KB)						
意見送付方法	ご意見は、郵送、FAX、電子メールにて受け付けます。 <table border="1"> <tr> <td>郵送</td> <td>〒700-0914 岡山市北区嘉田町2丁目4番38号 国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 調査課計課</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>FAX: (086)222-7830 国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 調査課計課</td> </tr> <tr> <td>電子メール</td> <td>in@okakawa@cgj.mhl.go.jp</td> </tr> </table>	郵送	〒700-0914 岡山市北区嘉田町2丁目4番38号 国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 調査課計課	FAX	FAX: (086)222-7830 国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 調査課計課	電子メール	in@okakawa@cgj.mhl.go.jp
郵送	〒700-0914 岡山市北区嘉田町2丁目4番38号 国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 調査課計課						
FAX	FAX: (086)222-7830 国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 調査課計課						
電子メール	in@okakawa@cgj.mhl.go.jp						
留意事項	①いただいたご意見は、高梁川水系河川整備計画(国管理区間)変更の策定のために活用させていただきます。 なお、個人情報は事務局で適切に管理し、情報漏洩、紛失の防止に努めます。 ②いただいたご意見、ご住所(郵便番号)をホームページや明日の高梁川を渡る等等で公表する場合があります。						

(3) 「地域とともに明日の高梁川を考える会」(倉敷市1会場、総社市1会場)の開催

・総社市：平成29年2月13日(月)開催(参加者6名)

・倉敷市：平成29年2月15日(水)開催(参加者6名)



総社市開催状況



倉敷市開催状況

※関係機関での閲覧、ホームページ掲載、地域とともに明日の高梁川考える会の開催を広くお知らせするため、平成29年1月23日(月)、2月10日(金)に記者発表を実施した。

2. 意見収集状況

「地域とともに明日の高梁川を考える会」での意見及び意見用紙等により意見を収集した。意見数は以下のとおりである。

	意見数	合計
地域とともに明日の高梁川を考える会	6件	12件
意見用紙等	6件	

3. 高梁川水系河川整備計画（変更原案）【国管理区間】へのご意見

治水－1 整備内容

（意見）

- 1) 酒津の配水池付近の堤防は整備対象に入っているのか。（1件：No.1）
- 2) 片島地区では断面拡大整備を実施されるのか。（1件：No.2）

（回答）

1)、2)

以下のとおり、変更原案に記載しています。

（変更原案 p. 61）

(1) 高梁川下流地区（河口～酒津地先）・高梁川派川

表 5.1.2 河川の整備を実施する区間（高梁川下流地区（高潮対策区間））

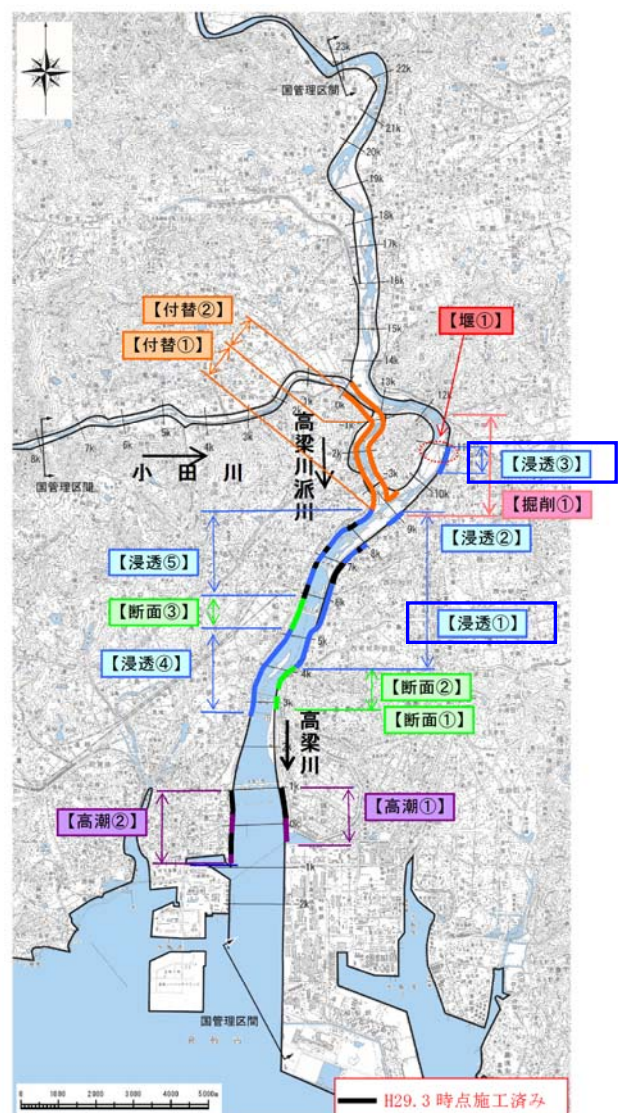
河川	整備内容	地先名	区間	位置図番号
高梁川	築堤（高潮堤）	鶴新田地先	-0.5k～1.0k 左岸	【高潮①】
		乙島地先	-0.8k～1.0k 右岸	【高潮②】

表 5.1.3 河川の整備を実施する区間（高梁川下流地区（河口～酒津地先）・高梁川派川）

河川	整備内容	地先名	区間	位置図番号
高梁川	築堤 (断面確保)	西之浦地先	2.8k～3.2k 左岸	【断面①】
			3.4k～4.2k 左岸	【断面②】
		玉島地先	5.1k～6.0k 右岸	【断面③】
高梁川	堤防補強 (浸透対策)	片島・西原地先	4.2k～8.0k 左岸	【浸透①】
		水江地先	8.7k～9.1k 左岸	【浸透②】
		酒津地先	10.5k～10.9k 左岸	【浸透③】
		上成地先	2.7k～5.1k 右岸	【浸透④】
		船穂地先	6.0k～8.7k 右岸	【浸透⑤】
高梁川	河道掘削 (注)	酒津地先	9.0k～11.6k	【掘削①】
高梁川	笠井堰 左岸堰改築 (可動化)	酒津地先	10.8k	【堰①】
高梁川派川	小田川合流点 付替え	水江・柳井原地先	-3.4k～-1.0k 左右岸	【付替①】
小田川	付替え	南山地先	-1.0k～0.0k 左右岸	【付替②】

注) 実施に際しては、今後の河床変動等により、新たな工事が必要となる場合や内容の変更が発生する場合があります。

（変更原案 p. 62）



※図中の番号は表 5.1.2、表 5.1.3 に対応する位置図番号により場所を表示
 図 5.1.2 河川の整備を実施する区間の位置図
 （高梁川下流地区（河口～酒津地先）・高梁川派川）

(変更原案 p. 65)

「3) 堤防補強 (浸透対策)

高梁川(片島・西原地先 : 4.2k~8.0k 左岸) 【浸透①】

(水江地先 : 8.7k~9.1k 左岸) 【浸透②】

(酒津地先 : 10.5k~10.9k 左岸) 【浸透③】

(上成地先 : 2.7k~5.1k 右岸) 【浸透④】

(船穂地先 : 6.0k~8.7k 右岸) 【浸透⑤】

浸透に対する安全性照査の結果から対策が必要とされた区間について、堤防補強を実施します。」

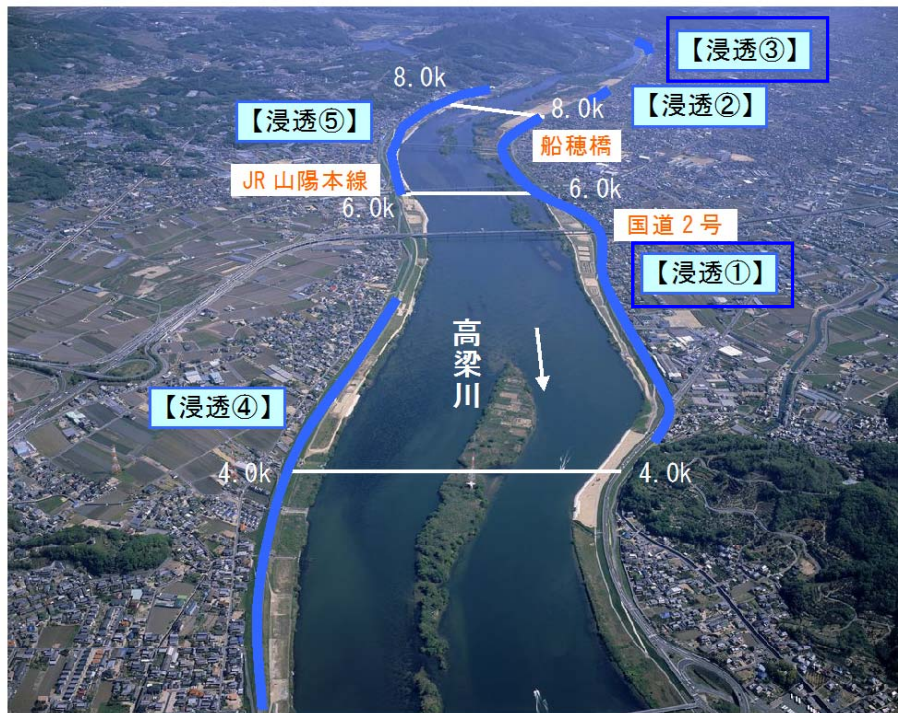


図5.1.7 高梁川 堤防補強(浸透対策)の位置図(4.0k~8.0k付近)

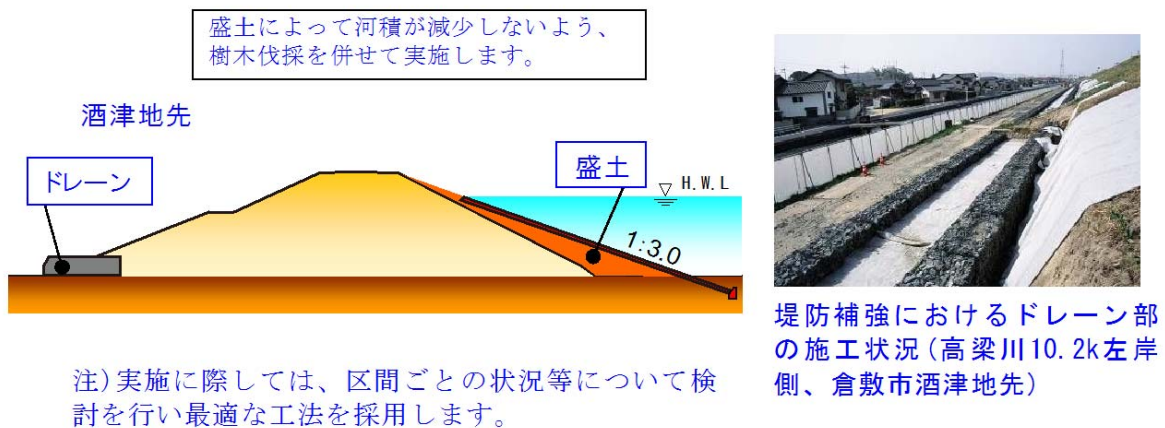


図5.1.8 堤防補強(浸透対策)のイメージ図

河川整備計画において、酒津配水池付近の堤防は堤防補強（浸透対策）【浸透③】、片島地区は堤防補強（浸透対策）【浸透①】を実施します。浸透対策は堤防裏法（居住地側）にドレーン工^{のり}※を整備する場合や堤防表法（河川側）の断面拡大をする場合等があり、区間毎の状況に応じて最適な工法で整備を実施します。

※ドレーン工：堤防の裏法尻（居住地側）について、透水性の大きい材料で置換し、河川から堤防への浸透水を速やかに排水する工法

（意見）

- 3) 高潮堤延伸区間の整備はいつごろ実施されるのか。数年のうちに実施されるのか。（1件：No.3）
- 4) -0.5km～0.0kmの整備を早急にお願いしたい。（1件：No.4）

（回答）

3)、4)

汐入川の高潮堤防の延伸部分については、予算状況によりますが、整備計画変更後、速やかに着手するように考えています。

（意見）

- 5) 移管された汐入川締切盛土下流の汐入川樋門は古いですが、耐震対策について国はどう考えているのか。（1件：No.5）

（回答）

5)

樋門等の許可工作物の耐震対策については、基本的には施設管理者が必要に応じて実施するものと考えています。

（意見）

- 6) 河川整備計画における整備箇所以外を整備しなくても、戦後最大の昭和47年7月洪水に対して安全か。（1件：No.6）

（回答）

6)

以下のとおり、変更原案に記載しています。

「本計画に定める河川整備を実施することで、流域住民の記憶に残る戦後最も大きな被害を与えた昭和47年7月洪水、平成16年台風16号高潮が再び発生しても、以下のように洪水被害の防止又は軽減ができるようになります。（変更原案 p.52）」

現在、河川整備計画に位置付けている築堤、堤防補強、河道掘削、堰改築、小田川合

流点付替えを実施することにより、整備を実施しない箇所においても、昭和 47 年 7 月洪水が再び発生しても、浸水被害の防止又は軽減が図られます。

(意見)

7) 樹木伐採では、除根や砂州の水際部の切り下げ等の工夫をお願いしたい。(1件 : No. 7)

(変更原案 p. 71)

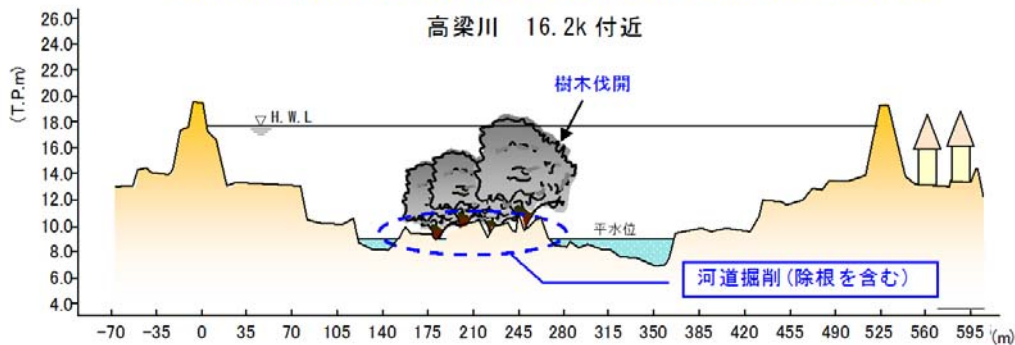
「1) 河道掘削及び樹木伐開

高梁川(清音・柿木・総社・川辺・山崎・秦下地先 : 14.0k~19.4k) 【掘削②】

河積が不足している当該区間においては、河積確保のために河道掘削、樹木伐開を行います。なお、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、特に保全上重要な区域を改変する場合には、瀬や淵、ワンド、緩やかな勾配の水際等を保全します。」



図5.1.16 高梁川 河道掘削及び樹木伐開の位置図(16.0k~17.0k付近)



注)河道掘削形状については、生態系の生息・生育・繁殖環境を考慮しながら具体的な形状を決定するため、上図と変わる可能性があります。

図 5.1.17 高梁川清音地先他 整備断面のイメージ図

高梁川中流地区(酒津地先~湛井地先)においては、河道掘削に併せて樹木伐開を予定しています。河道掘削は河道内の砂州掘削を中心に実施し、その際、水際部を切り下げるとともに除根も含めて実施します。

治水－２ 気候変動

(意見)

- 1) 気候変動への適応について、地域の状況に応じた対応の検討をお願いしたい。
(1件：No.8)

(回答)

1)

以下のとおり、変更原案に記載しています。

「気候変動の影響により、今後短時間強雨の発生頻度や大雨による降水量が増加する一方で、無降水日数の増加等が予測されています。これらを踏まえ、流域の降水量とその特性、流量等についてモニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努めます。また、その蓄積されたデータ等を活用し、定期的に分析・評価を実施します。(変更原案 p.91)」

「気候変動による短時間強雨の発生頻度の増加、大雨による降水量の増加、台風の激化による高潮の頻発化に伴う、水位の急激な上昇が発生することが想定されることから、緊急的な樋門等操作が必要となる箇所について、確実な操作と操作員の安全確保のため、CCTV（監視カメラ）による監視及び遠隔操作システムによる複数の操作方法、高度化を検討し、必要に応じて実施します。(変更原案 p.88)」

流域の降水量・流量等のモニタリングの実施を行い、蓄積したデータにより分析・評価を実施します。また、樋門等の確実な操作と操作員の安全確保のため、CCTV（監視カメラ）による監視及び遠隔操作システムによる複数の操作方法、高度化を検討し、必要に応じて実施します。

環境－１ 水質の保全

(意見)

- 1) 農薬、除草剤等に対する公共用水域における調査をお願いしたい。(1件：No.9)
- 2) ラジコンヘリ等による農薬散布の使用量が増加している。流域から流入する水質について配慮してほしい。(1件：No.10)

(回答)

1)

高梁川における公共用水域の水質調査は、国土交通省では環境基準点等の4地点で毎年測定しています。その内、農薬、除草剤等の一部項目に関する水質調査は、環境基準点で毎年1回測定しています。

2)

以下のとおり、変更原案に記載しています。

「関係機関、地域住民等と連携、調整を図り、多様な方策により高梁川の現状の良好な水質の保全に努めます。

このため、「岡山三川水質汚濁防止連絡協議会」等を開催し水質に関する情報の共有を進めます。(変更原案 p. 85)」

なお、「岡山三川水質汚濁防止連絡協議会」は、国、県、沿川自治体、水道企業団、消防本部によって組織し、岡山三川における水質保全を図るため、汚濁の河川流出等による事故処理対策等について、関係機関が相互に協議、連絡を行うことにより、流水の正常な機能の維持を図るとともに、事故の未然防止対策に努めることを目的として設置されており、水質事故等緊急時に速やかに情報共有や拡散防止の対策を行う体制ができています。

岡山県においては、全国に先駆けて、昭和 63 年度に化学肥料・農薬を一切使わない「おかやま有機無農薬農産物」の認証制度を創設するとともに、一般農産物（慣行栽培）に比べて化学肥料・農薬を 5 割以上低減する「特別栽培農産物」や概ね 3 割低減する「エコファーマー」など、環境保全型農業の推進（21 おかやま農林水産プラン（平成 26 年 3 月））や農薬の安全適正の使用の啓発（岡山県農薬危害防止対策協議会）が行われています。また、国をはじめとした関係機関と連携し、県下の河川 86 地点で水質に係る常時監視も行われており、河川水の汚染状況の監視体制が整備されています。今後も河川管理者として関係機関等と調整を図りながら、水質の保全に努めます。

維持管理－ 1 高梁川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項

(意見)

- 1) 河川内の樹木繁茂について懸念しており協力をしたいが、河川内の樹木を伐採する際はどのようにすればよいか。(1件 : No.11)

(回答)

1)

以下のとおり、変更原案に記載しています。

「樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下や河川管理に支障とならないよう計画的な伐採を行います。樹木伐採にあたっては、段階的な伐開や生物の繁殖期を避ける等、伐採箇所の生物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。また、伐採木等の希望者への提供、公募による樹木伐採等により、資源としての再利用やコスト縮減を図ります。(変更原案 p. 87)」

計画的な伐採を行っていきます。また、河川内の樹木を自主的に伐採する場合は、事前に高梁川出張所にご連絡いただき、伐採区間や範囲、伐採時の注意点等について確認をお願いします。なお、伐採作業中の安全確保には各自で十分留意をお願いします。

全般－ 1 その他

(意見)

- 1) 「雨水出水（内水）」、「湛水」という表現の定義を教えて欲しい。(1件 : No. 12)

(回答)

1)

以下のとおり、変更案に記載します。

「雨水出水（内水）：大雨が降ったときに、側溝・下水道などの排水施設の能力を超えて雨水があふれたり、側溝・下水道などの排水施設から合流先の河川に雨水を流しきれないことにより生じる出水をいう。(変更案 p. 9)」、「湛水域：人工的な堰などの横断工作物や狭隘な地形によって、川の流れがほとんどなく水が貯まっているような状態の場所(変更原案 p. 15)」

と定義しています。